

グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリ  
ゼーション:  
植民地時代の遺産を乗り越えて|Globalization and  
Regionalization in West Africa: Overcoming the  
Colonial Divide

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000212">https://doi.org/10.24517/00000212</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



グローバリゼーションと  
西アフリカのリージョナリゼーション  
—植民地時代の遺産を乗り越えて—

正 木 響

## <創立50周年記念学術懸賞論文入選作(二席、一席なし)>

# グローバル化と西アフリカのリージョナリゼーション —植民地時代の遺産を乗り越えて—

正 木 響

- I はじめに
- II 西アフリカにおける地域経済統合の背景：第二次世界大戦後から独立まで
- III 西アフリカの地域経済統合の現状と課題
  - 1 西アフリカで地域経済統合が期待される理由
  - 2 西アフリカ地域経済圏内の取引の現状と地域経済協力
- IV 西アフリカの地域経済統合をめぐる新たな世界の動き
- V 総括

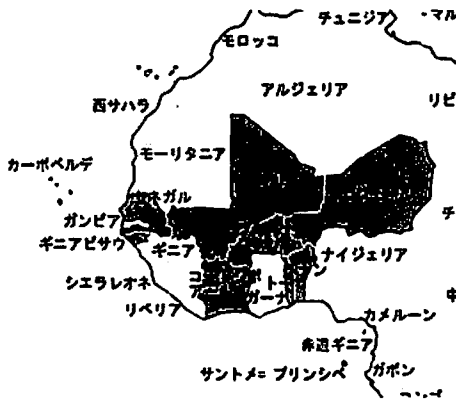
### I はじめに

西アフリカに存在する地域経済協力機構のうち、フランス植民地時代に形成されたフラン圏に起源をもつ西アフリカ通貨同盟(Union Monétaire Ouest Africaine:UMOA、1962年創設)、それと全く同じ加盟国で構成される西アフリカ経済通貨同盟(Union Economique Monétaire Ouest Africaine:UEMOA、1994年創設)、そのUEMOAを完全に内包する西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States:ECOWAS、1975年創設)の3つが最も重要な組織になる。(図1参照)。UEMOAとUMOAの関係については後述するが、多くの問題が山積することは否めないものの、現在、UEMOAは、UMOAを基盤としながら、関税同盟、そして経済収斂基準の設定とその

達成に向けた努力を行っている。他方、域内の紛争処理といった分野では一定の成果を出しつつも、経済協力の面では遅れを見せていたECOWASにおいても、とりわけ21世紀に入って以降、経済通貨統合に向けての取り組みが本格的に始まりつつある。具体的には、図2に見るように、ECOWAS加盟国のうち、まず、UEMOA非加盟国で、新たな通貨圏(West African Monetary Zone:WAMZ)を形成し、続いて、それをUMOAと統合する形で、ECOWASレベルでの通貨統合を実現することが、2000年に宣言(バマコ協定)された。これを受けて、2001年には、ガーナのアクラに、将来、WAMZの中央銀行として機能する予定の西アフリカ通貨研究所(West African Monetary Institution:WAMI)が設立され、また、2010年1月には、不十分な体制でありながらも、ECOWASレベルでの関税同盟が始まっている。

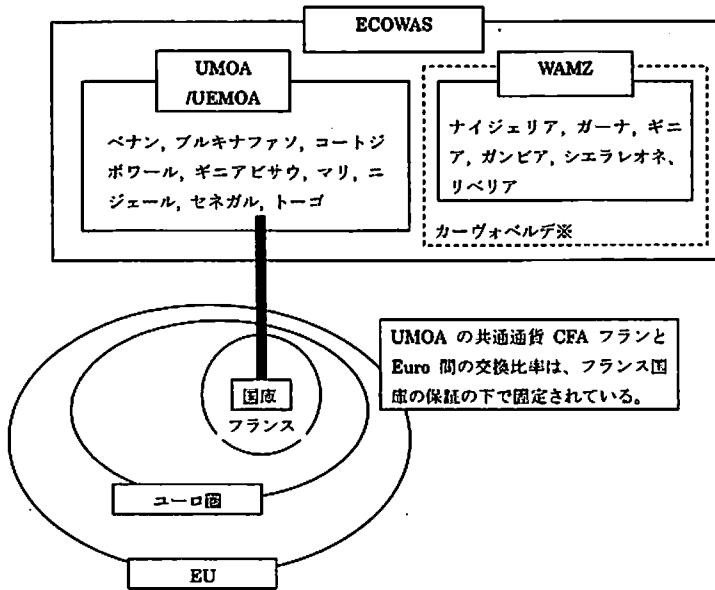
このように、近年、アフリカ大陸で地域経済統合の取り組みが活発化している背景には、1991年6月、アフリカ統一機構(Organization of African Unity: OAU)首脳会議にて調印されたアブジャ条約(1994年5月発効)の存在がある。本条約では、発効から34年以内(つまり2028年まで)にアフリカ経済共同体(African Economic Community:AEC)を形成し、最終的には大陸レベルで通貨統合を実現することが、そして、その具体的な手段として、まずは大陸上に既に存在する8つの地域経済統合機構

図1 ECOWAS と UMOA/UEMOA



注： ECOWAS:色塗り部分全体、 UMOA/UEMOA : 濃色部  
出所：筆者作成。

図2 西アフリカの2つの地域経済統合(ECOWAS・UEMOA)と2つの通貨統合(WAMZ・UEMOA)



注： ※は WAMZ のオブザーバー。  
出所： 筆者作成。

をベースに、<sup>(1)</sup> サブリージョンで関税同盟や通貨統合を形成することが目標に掲げられている。このうち、西アフリカでこの AEC のサブリージョンとして据えられているのが、

先の ECOWAS である。筆者は、大陸レベル、ECOWAS レベルのいずれにおいても、経済通貨統合実現には懐疑的ではあるが、他方で、1990年代に入って以降の飛躍的な交通・通信

技術の発展が、国境を越えるモノ、ヒト、カネの動きを活発化させており、それ故に地域経済協力の必要性が日増しに高まっていると強く感じている。

ところで、モノ、ヒト、カネの境界を越えた自由な往来は、地球上の各地域の関係性にどのような影響を与えるのであろうか。1974年にノーベル経済学賞を受賞したミュルダールは、こうしたモノ、カネ、ヒトの自由な空間移動が地域間格差を拡げるといふ循環的累積的因果関係論を提示した(Myrdal:1957)。これに対して、収穫逡減(もしくは一定)を仮定に入れた伝統的な新古典派経済学は、生産要素・財の自由移動は結果的に地域間格差を縮小させると主張し、戦後の GATT/WTO 体制の理論的支柱となった。これら極端に異なる2つのシナリオは、国際政治経済の舞台上で議論され続け、時には発展途上国の経済開発政策に重要な政策インプリケーションを提示した。これに対して、2008年にノーベル経済学賞を受賞したクルーグマン等は、収穫逡増の仮定をモデルの中に組み込むことで、上述の2つの現象が時差を伴って出現することを示している(Krugman, P. and A.J. Venables:1994)。つまり、輸送コストといった取引コストの低下が、初期の段階では、同質的な二つの地域を、製造業の集中する北と農業に特化する南に二極分解させ、結果的に、両地域の経済水準を乖離させるが、ある水準を超えて取引コストが低下するならば、北で経済活動をおこなっていた製造業の一部が、賃金の低い南に進出することを促し、これにより、一旦開いた両地域の経済格差が縮小されるという。

確かに、東アジアの奇跡は、先進国の製造業、とりわけ労働集約産業が、低賃金労働を

求めて域内の後進国に移動することで実現され、それが域内格差の是正を可能にした。しかし、全般的に質に比べて賃金水準が高いとされるアフリカでは、東アジアで観察されたような低付加価値の製造業を域内後進国に移転させることで工業化の連鎖を創出するという雁行形態型発展過程の出現の可能性は低い。他方で、グローバル金融市場の発展や新興国の急成長によって国際商品価格が上昇傾向にあり、それが追い風となって、アフリカは近年にない高成長を遂げている。しかし、こうした経済成長がアフリカ諸国の真の経済発展—つまり、生活水準の向上、技術の進歩、教育・衛生水準の改善—に繋がる保証はない。

他方、グローバリゼーションを推進する手段である携帯電話やインターネットが、情報コストを限りなく低いレベルに下げることによって、途上国の人々の生活に好ましい影響を与える側面があることも明らかとなってきた。例えば、これまで仲買人の言い値で収穫物を卸す以外に術を持たなかった途上国の経済アクター達に、より高値で購入してくれる市場を自発的に選択することや、首都に設置された研究所から遠く離れた農村部の畑に植えられた作物の写真を携帯電話で送信して専門家からのアドバイスを受けるサービスの実現等を可能にした。<sup>(2)</sup> とりわけ識字率が低いのが為に、文字を媒介とした技術移転が困難であったアフリカ農村部においては、携帯電話は生産方法を大きく変革させるコミュニケーションツールとしての役割を果たす可能性も持つ。<sup>(3)</sup> 大陸外に散らばったディアスポラからの仕送りも、携帯電話の出現で容易になり、送金コストも以前に比べて随分と小さくなった。<sup>(4)</sup> 最大の貢献は、これまで一部の特権的な立場

にある人間しか得られなかった種々の情報が  
 大衆に開かれ、下からの民主化を促しつつあ  
 ることであろう。

実際、21世紀に入って、アフリカ国家自ら  
 がアフリカ開発のための新パートナーシッ  
 プ(New Economic Partnership for Africa's  
 Development: NEPAD)を発表するなど、腐敗  
 した政治、独裁者に支配された国家といった  
 イメージからアフリカ自身も脱却しつつある。  
 しかし、他方で、特定の権力に国民や経済活  
 動を統制するための絶大な力が付与されてい  
 るわけではない民主国家においては、法的に  
 認められている範囲でより高い利益を求め  
 る個人や企業の経済活動を抑制することは困  
 難になる。失われる以上の利益を得る経済  
 アクターがいるかぎり、国境を越える交易や  
 投資を推進する力が弱まることもない。し  
 かしながら、こうした個人や企業の利益追  
 求活動が、世界全体にとっては不利益にな  
 り、最終的にはその個人そのものにも不  
 利益をもたらす側面があることも忘れては  
 ならない。地球レベルでの分業と交換の  
 進展が、世界全体の環境破壊を後押しし  
 ていることもはや否定できまい。こうした  
 域外から働くグローバルな力を調整し、  
 透明性の高いルールを作り、内外のアク  
 ター達に徹底させるには、アフリカ各国  
 はあまりにも小さく、脆弱である。

本稿の目的は、グローバリゼーション下  
 にあるアフリカ諸国にとって、地域経済統  
 合の推進がどのような意義を持つのかを、  
 西アフリカ地域に焦点を絞りながら論じ  
 ることである。以下、第Ⅱ節では、西ア  
 フリカにおける地域経済統合の史的展開  
 をまとめ、第Ⅲ節で、この西アフリカで  
 地域経済統合が期待される理由とその現  
 状について、2010年1月に、ガー

ナおよびトーゴで実施したフィールドリ  
 サーチを通じて得られた情報を加えなが  
 ら整理する。続いて、第Ⅳ節で、こうした  
 西アフリカの地域経済統合をとりまく世  
 界の動きを紹介し、最後に、総括とし  
 て、西アフリカにおける地域経済統合の  
 意義とその実現の成否を握るファクター  
 について言及したい。

## Ⅱ 西アフリカにおける地域経済統合の 背景：第二次世界大戦後から独立まで

第二次世界大戦後、アフリカ大陸で高  
 まりをみせた反植民地主義、民族主義の  
 思想的バックボーンの一つとなったのが、  
 19世紀、英領西インド諸島で始まった、  
 人種差別に対する抗議やアフリカ系人の  
 復権運動に端を発するパン・アフリカニ  
 ズムであった。<sup>(5)</sup> 小田英郎(1974)によ  
 ると、当初、パン・アフリカニズムは、  
 「合衆国、西インド諸島、ヨーロッパ  
 のアフリカ系人によって展開され、『ア  
 フリカ人、アフリカ系人の復権運動』を  
 志向しながら、『欧米世界における人  
 種的不平等への抗議運動』の枠を打破す  
 ることができず、したがって帝国主義、  
 植民地主義と対決する姿勢をとりえな  
 かった」<sup>(6)</sup>という。しかし、1945年に  
 マンチェスターで開かれた第5回パン・  
 アフリカ会議以降、運動の担い手は、当  
 時、英国に留学していたンクルマ(Kwame  
 Nkrumah ガーナ共和国初代大統領)や  
 ケニヤッタ(Jomo Kenyatta ケニヤ共  
 和国初代大統領)といったアフリカ出身  
 のエリートへと移行し、「運動そのもの  
 のアフリカへの導入、現地のナショナ  
 リズムとの接合、パン・アフリカ的な  
 組織の形成」<sup>(7)</sup>へと発展したという。そ  
 して、パン・アフリカニズムの目的も、  
 当初

の「欧米世界における人種的不平等抗議運動」から、「欧米列強によって分割され、その支配下にあるアフリカ地域を統一することでアフリカの尊厳回復の要求」へと展開を遂げることとなった。

とりわけ、リーダーのンクルマは、アフリカ諸国が個々に独立するだけでは不十分と考へ、統一通貨、統一市場、統一外交政策を可能にする統一国家「アフリカ合衆国」の建国をパン・アフリカニズムの最終目標に据えおいた。そして、母国ガーナが英国からの独立を果たした翌年の1958年4月15日に初代首相の座に就いたンクルマは、首都アクラで第一回アフリカ独立国会議を、そして12月には、全アフリカ人民会議を招集し、一国のみならず、アフリカ大陸レベルの政治的リーダーとしての頭角を現した。前述の「アフリカ合衆国構想」は、1960年1月、チュニスで開かれた第2回全アフリカ人民会議の場で発表されていた。<sup>(8)</sup> 同年の6月、独立したばかりのコンゴ民主共和国に対する旧宗主国ベルギーの軍事介入と豊富な資源の埋蔵するカタンガ州の独立支援工作(コンゴ動乱)が表面化したことから、かねてより懸念していた帝国主義と新植民地主義者によるアフリカのバルカン化の危険性を再確認したンクルマは、新植民地主義者を阻止する為にも、欧米列強とは決別し、単なる連邦や国家連合を越えたアフリカ統一を志向していくことになる。

このような強烈な民族主義を示したンクルマに対して、ガーナの隣国で、フランスの植民地支配下にあったコートジボワールの政治家ウフェ=ボワニ(Félix Houphouët-Boigny)は親欧路線を鮮明に打ち出した。正確を期するなら、ウフェ=ボワニ自身も、当初は、反

植民地主義色の強いアフリカ民主連合(Rassemblement Démocratique Africain:RDA)の総裁として、フランス領アフリカの統一・集団化の実現を図ることを目的に、フランス共産党の支援を受けながら、フランス本国政府に対して激しい抵抗運動を展開したという。<sup>(9)</sup> しかし、他方で、後にセネガルの初代大統領となったサンゴール等アフリカ人指導者数人とともに、仏領西アフリカを代表する政治家として、1946年10月27日に公布されたフランス第四共和国憲法制定に携わっており、後に、フランス対決路線から協調主義へと転換することで、ウフェ=ボワニ自身も、1956年には、フランス本国のモレ(Guy Mollet)内閣の国務相として入閣を果たしている。<sup>(10)</sup> なお、この1946年憲法は、植民地制度の廃止を謳っており、海外領土のアフリカ人にフランス人と同じ市民権を認める「ゲイ法」の内容を盛り込むなど、当時においてはかなり画期的なものであったが、それでも、アフリカ14領土はフランス共和国の海外領土でしかなく、行政権はフランス本国政府が派遣した総督等に握られ、フランス共和国の国民議会、共和国評議会、及び連合議会に代表を選出することはできなかったが、内政上の自治権も認められていなかった。<sup>(11)</sup> ちなみに、アフリカ14領土とは、仏領西アフリカ(以下、AOF)のモーリタニア、セネガル、オートヴォルタ(現ブルキナファソ)、スーダン(現マリ)、ニジェール、ギニア、コートジボワール、ダホメ(現ベナン)の8領土と、赤道アフリカ(以下、AEF)のガボン、中央コンゴ(現コンゴ共和国)、ウバンギシャリ(現中央アフリカ共和国)、チャドの4領土に、マダガスカル、フランス領ソマリア海岸を加えた地域を指し、第一次世界大戦後、ドイツ

から得たトーゴとカメルーンは、国連の信託統治領であったことから、フランス共和国の協同領土(Territoires associés)として位置づけられていた。

これら海外領土および協同領土の見直しに着手し、最終的に旧フランス領アフリカの独立を導くきっかけを作ったのが、第二次世界大戦時のフランスの英雄で、アルジェリア戦争の收拾をはかるために訪われて政界に復帰したシャルル・ドゴールであった。彼は、1958年、第五共和政初代大統領に就任し、大統領の権限をはるかに強めた第五共和国憲法を自ら発布した。この第5共和国憲法の第12章には、「フランス共同体」の項目が設けられており、シャルル・ドゴールは、海外領土に、「独立するか、フランス共和国という枠組みにとどまってフランスとの紐帯を維持するか」を、新憲法承認の国民投票を通じて選択させたのである。

当初、政府案では、植民地は、フランス共和国議会への代表選出権を喪失する代わりに、自治権を付与され、フランスメトロポリとの間で明確な連邦を形成することが意図されていたという。しかし、これはフランスと植民地との間での垂直的な支配・従属関係の制度化を助長する危険性も秘めていた。それにも拘らず、コートジボワールのウフェ＝ボワニは、国務相として、この憲法立案に関わり、この案を積極的に推進した。フランスからの支援なくして、自国の発展はありえないと考え、早急な独立や他のアフリカ諸国との連帯よりも、旧宗主国との関係継続を選択したという意味では、先のシムラとは180度異なる姿勢を示したことになる。

これに対して、セネガルのサンゴールは、

両極端な二つの考え方の丁度中庸をとる方向性を探っていた。憲法諮問委員39名のうち、4名がアフリカの海外領土からの代表者として憲法立案に関わっていたが、<sup>(12)</sup> サンゴールらは、本来、連邦制とは、対等なレベルの国家間で行われるべきものであり、政府案のような形では、結局、アフリカ諸国のフランスへの過度な依存と従属を助長すると考えた。<sup>(13)</sup> そして、それを避けるためには、まずは、旧フランス領アフリカ地域間での水平的連帯を推進することが重要であり、これらの地域で連邦自治国を形成し、その後フランスとの連邦共和国を形成するという国家連合のような形を主張した。<sup>(14)</sup> 今林直樹(1998)には、ウフェ＝ボワニやフランス政府が主張する連邦か、サンゴール等が求める国家連合かを巡って、委員会が紛糾する様子がまとめられているが、結局、両方の特徴をもたせた「フランス共同体」が採択され、上述のように、新憲法承認の国民投票という形で、海外領土に、独立か否かの選択を委ねたのである。

国民投票の結果であるが、「隷属の中の豊かさよりも、自由の中の貧困を選択する」と述べたセク・トゥーレ(Ahmed Sékou Touré)率いるギニアと、あえて自治権を求めず、フランス共和国における海外領土を選択したソマリ海岸の2地域を除いた12地域(ギニアを除いたAOF、AEF およびマダガスカル)で、新憲法は圧倒的多数で採択された。つまり、大半のフランス領サブサハラアフリカは、シムラが主張するような、西欧諸国と決別してアフリカ地域間での統一を志向するのではなく、旧宗主国との垂直的連携を維持し、その関係の中で、旧宗主国から自治権を付与される形を自ら主体的に選択したのである。また、フ



ランス側としても、植民地を完全に手放せば、彼等がシムラに影響されてナショナリズムを表明するようになるか、もしくはソ連覇権下に入ってしまう可能性もあり、植民地の意思で彼らをフランスの覇権内に留めることがむしろ得策と考えられた。第五共和国大統領に就任したド・ゴールは、米ソ2大国間の冷戦構造が強まるなか、「フランスの栄光」や第三勢力としてのヨーロッパの復権を模索した政治家として知られているが、世界に対してフランスの力を誇示する為にも、植民地が納得する形でフランスの覇権を維持する必要があるためである。実際、ド・ゴール率いるフランスは、後述するように、1963年に調印されたヤウンデ協定を通じて、欧州共同体レベルで、旧フランス領アフリカに便宜をはかる制度構築に尽力したことでも知られている。

しかし、アフリカ側でサンゴールが考えたような国家連合を模索する動きが収まったわけではなかった。国家連合のためには、アフリカ側の真の独立と独立国間での連邦が必要である。1960年6月、サンゴール率いるセネガルと隣接する仏領スーダン(現マリ共和国)が、マリ連邦という形でフランスからの独立を達成すると、堰をきったように、フランス共同体内のすべての自治国が独立を果たした。しかし、この独立は、旧宗主国と袂を分かつことを宣言したシムラが主張するような独立ではなく、むしろ、フランスとの垂直的な連携を維持したままの独立であった。その証拠に、フランスは、マリ連邦が独立してもフランス共同体に留まれるよう憲法12章の85条および86条を改正するのである。これにより、各国は、フランスと二国間契約の形で、フランス共同体の構造を維持したままの独立を実

現することが可能となり、その具体的な形の一つが、冒頭に述べた通貨同盟 UMOA であった。詳細は、拙稿(2008)(2009)を参照願いたい。これは、当初、パリに本拠を置く西アフリカ諸国中央銀行(Banque Central des Etats de l'Afrique de l'Ouest:BCEAO)が発行する通貨 CFA フランをアフリカ加盟国間で共有するとともに、その通貨をフランスフラン(ユーロ誕生後はユーロ)にペグさせ、フランス政府が、国庫を通じてその価値を保証するという制度であった。<sup>(15)</sup> UMOA は、他のアフリカ諸国と比較しても、加盟国の通貨価値を安定させ、インフレ率を低くすることを可能とした。しかし、他方で、「政治的に独立しても、経済的には依然として従属」と言わしめる制度を遺すこととなった。

フランスは、UMOA 圏とオーバーラップする地域に関税同盟を目的とした西アフリカ経済共同体(Communauté Economique de l'Afrique de l'Ouest:CEAO)を設立することにも尽力した。<sup>(16)</sup> 1975年に設立されたCEAOの背景には、ナイジェリア主導で形成されたECOWAS に対する対抗意識があったとの指摘もある。<sup>(17)</sup> なお、この関税同盟CEAOと通貨同盟UMOAを統合させる目的で、1994年1月10日に設立されたのがUMOAと全く同じ加盟国からなるUEMOAである。しかしながら、UEMOA 設立後、CEAO は解体されたものの、UMOA は依然として存在し続けることになり、結果的に、加盟国がオーバーラップする通貨同盟が、奇妙にも、共存することになった。この背景には、UMOA の本部にあたる西アフリカ諸国中央銀行(本部:ダカール)と、ブルキナファソのワガドゥグに本部を置くUEMOA の間で、主導権をめぐって水面下

で綱引きがおこなわれていることがあるが、将来的には、この二つの組織は融合される予定である。なお、本稿では、混乱を避けるために、以降では通貨統合のみに言及する場合は UMOA を、地域経済共同体の意味合いが少しでも含まれる場合には UEMOA を用いることとする。

このように、独立に際して宗主国との間で長きに渡る独立闘争を繰り広げる植民地が少なくなかった中、サハラ以南のフランス領アフリカの独立の経緯は前者とは大きく異なる。旧フランス領では、パターンリズムと指摘されるような旧宗主国フランスの旧植民地に対する庇護と事実上の支配が独立後も継続されることになった。冒頭にみたように、現在、西アフリカには、この UEMOA とそれを完全に内包する ECOWAS という二つの経済共同体が存在し、ECOWAS レベルでの通貨統合、関税同盟形成が試みられている。しかし、こうした独立の経緯と、独立以降の地域経済統合に対する取り組みの過程をみると、現在、組上に上がっているような UMOA と WAMZ の統合、UEMOA レベルの関税同盟を ECOWAS レベルに拡大することが言うほどには単純でないことが理解できるはずである。それにもかかわらず、ECOWAS レベルの地域経済統合が期待されるのはなぜであろうか。その理由と現状を次節でまとめたい。

### III 西アフリカの地域経済統合の現状と課題

#### 1 西アフリカで地域経済統合が期待される理由

前節で見たように、西アフリカには、旧フ

ランス領を中心に既に UMOA/UEMOA という通貨同盟/経済通貨同盟が存在するが、さらに ECOWAS レベルでの経済通貨統合の実現が期待される理由は以下の3点になる。

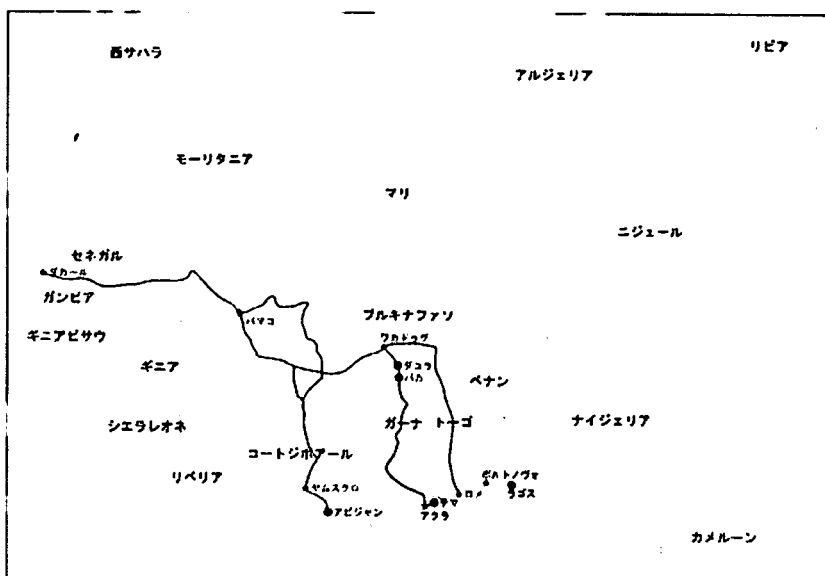
一つ目は、1億5400万人(世界銀行、2008年)の人口を要するナイジェリアを除いて、加盟国の多くは、付録 I にみるように小規模であり、人口1000万人に満たない市場規模しか持たない国が、15カ国中7カ国も含まれていることである。西アフリカの国の多くは世界市場に向けて一次産品を輸出し、それで稼いだ外貨でもって必要な工業製品を購入しているが、単一の製品、とりわけ価格変動の激しい一次産品に依存する経済構造が経済発展をもたらすことは期待できないため、真の経済発展の為には、これらの国の経済構造の多様化、具体的には工業化が必要とされることは言を待たない。実際、世界市場からこれらの西アフリカ諸国に運び込まれた工業製品の価格には輸送費が上乘せされることから、市場を不適切に歪めるような政策を実行しなくても、西アフリカで代替生産可能な工業製品は少なくないはずである。しかし、単位あたりの生産コストを抑えるためには、ある程度の市場規模を確保する必要がある。1000万人に満たない市場向けに供給される財やサービスの生産は、あまりにも効率が悪く、産出された財の価格は高くならざるをえない。先進国との垂直貿易の下で、一次産品生産のみに甘んじている15カ国それぞれが、約3億人の西アフリカ市場に向けて、より付加価値の高い財の生産に特化し、域内交易を推進すれば、少なくとも、現在よりは経済の多様化を実現することが可能になるはずである。

二つ目は地理的な理由によるものである。

西アフリカには、地域経済通貨同盟として、既にそれなりの機能を果たしている UEMOA が存在するが、図1にみるように、その形状は、ところどころに非 UEMOA 国を内包する歪な形になっている。例えば、トーゴとコートジボワールは、双方ともに UEMOA 加盟国であるが、トーゴからコートジボワールに財を効率的に運ぶには、ガーナを経由しなければならない。同様にガンビアによって不自然に分断されているセネガルにおいても類似の問題が生じている。また、西アフリカの内陸国3カ国はすべて UEMOA 加盟国になるため、かつては、同じ UEMOA 加盟国であるコートジボワールのアビジャン港、トーゴのロメ港が、主たる経由地として利用されてきたが、前者では、2000年以降、南北を分断する内戦が長らく続いており、後者では、独裁政治に対する批判から援助が滞り、内陸国に繋がる

インフラが十分に整備されていないといった問題が発生している。実際、図3からは、ブルキナファソにおいてはガーナを、ニジェールにおいてはナイジェリアを、マリにおいてはガンビアを経由する方が、輸送コストが抑えられる場合もあることが読み取れる。他方、トーゴのロメ港は、西アフリカで最も深い港(水深14メートル)を持つことから、大型コンテナ船で西アフリカに向けて運ばれた貨物はとりあえずロメ港で下ろされ、そこで小型船に積み替えられて他の西アフリカ諸国、とりわけ非 UEMOA 圏のガーナに運ばれるという動きも、近年、目立って観察されるようになった。つまり、こうした地理的理由から、UEMOA 諸国と非 UEMOA 諸国の一体が可能となる ECOWAS レベルでの制度形成が求められているのである。

図3 西アフリカ内陸国(マリ、ブルキナファソ)への主なルート



注：網掛け部は UEMOA 加盟国

出所：West Trade Africa Hub(2010b)より作成。

ECOWAS レベルでの地域経済統合が期待される三つ目の理由は、上記に見たように、ECOWAS 域内交易量が增大し、UEMOA 諸国と非UEMOA 諸国間で経済取引がある程度活発化してくると、域内決済制度の整備や統合が求められるようになることである。CFA フランは、オフィシャルには、CFA フラン圏外で取引されることのない通貨であり、域外との決済はフランス国庫に開かれた操作勘定を通じて行われる。つまりこのことは、非 CFA フラン圏諸国と CFA フラン圏との間の決済には、少なくとも域外通貨であるユーロを介する必要があることを意味する。現実には、CFA フラン圏に囲まれているガーナなどでは、街中の外貨交換所で、ガーナ・セディと CFA フランを簡単に交換することが可能であるが、圏外に流出した CFA フランを UMOA の中央銀行(BCEAO)は買い戻さないため、CFA フラン保有者は、兌換性が低い通貨を保有するというリスクを負うことになる。こうしたリスクプレミアムを加味してか、CFA フランは、公的には、655.957CFA フラン/ユーロで固定されているにもかかわらず、ガーナ中央銀行が発表するレートから1ユーロあたりの CFA フランの価値を算出すると、2010年10月現在、約680~700CFA フラン/ユーロとなり、<sup>(18)</sup> 全般的に、ガーナではユーロに対してかなり割引かれた値で CFA フランが取り引きされているようである。つまり、隣国通貨同士を直接交換するよりも、ハードカレンシーであるユーロをキーカレンシーとして互いの通貨を入手する方がなにかと都合が良いのである。前述のように、域内分業や域内交易の拡大は、西アフリカ経済の多様化を促すが、他方で、決済の一元化、域内金融市場

の発達が求められ、その為には ECOWAS レベルの地域経済協力がより推進される必要がある。

実は、冒頭でみたように、ECOWAS レベルでの通貨統合の試みは2000年に始まっている。具体的には、非 UMOA 諸国で WAMZ を形成し、そこで中央銀行と共通通貨を創設した後に、UMOA と合併させて、西アフリカ共通通貨 ECO を創設するという2段階の手順を踏むことになっている。しかし、WAMZ で通貨統合を実現するにあたっては、特定の国の経済運営の失敗が、他国に影響を及ぼすことのないよう、加盟国が安定した経済運営を行い、財政収支や経常収支においてもあらかじめ設定された基準を満たす必要がある。同様に、既に経済通貨統合が実現している UEMOA 諸国においても、より安定した通貨経済圏を形成するために、2000年より、EU を模倣して、域内格差是正のための収斂目標が設定され、各国は数値達成に向けて努力を続けている。しかし、2010年現在、UEMOA8カ国のうち、その指標をすべてクリアしている国は、2010年現在、UEMOA8カ国のうち一つもない。<sup>(19)</sup> 当初、2003年に通貨統合が実現するはずであった WAMZ も、加盟国の経済指標が目標数値に達していないという理由で3回延期され、2010年現在、2015年までに WAMZ を形成するための取り組みが続けられている。仮に予定通り目的が達せられた場合には、次なるステップとして2020年までに UMOA との合併も控えている。しかし、仮に予定通り WAMZ が形成されたとしても、CFA フラン圏そのものが、先にみたように、フランスの通貨協力を前提に成り立っている以上、UMOA 加盟国が現行の制度そのものを見直すか、WAMZ 諸

国それぞれがフランスと通貨協力協定を締結して、フランス国庫に開かれた操作勘定に外貨をプールする制度を受け入れるかのどちらかを選択することを迫られる。しかし、ナイジェリアのような大国かつ産油国が、外貨準備を、フランス国庫に開かれた操作勘定にユーロで預けるという現行の制度を受け入れるとは到底考えられない。このように、WAMZが無事形成されたとしても、それと UMOA の統合そのものも単純には実現しないはずである。

## 2 西アフリカ地域経済圏内の交易の現状と地域経済協力

前項では、西アフリカ全体で経済通貨統合に取り組むことの意義とその障害についてまとめた。では、実際のところ、西アフリカ地域の域内交易はどの程度であろうか。表1は、ECOWAS 各国およびそのサブリージョンの域内交易比率をまとめている。貿易額そのものが小さいために、単年度の値は、個別の事情に大きく影響される。そこで、5年間(2004-2008期間)の総額から値を算出することで、傾向を探ることにした。表1の見方であるが、第一列に分析対象国・地域を、最終列には、それぞれの期間内総貿易額(輸出額+輸入額)を、それ以外の列には、それぞれの域内各国・地域向け比率を示している。グレーで網掛けとなっている部分は、ECOWAS 全体およびサブリージョン間の交易比率になる。各分析対象国にとって、比較的交易比率の高い国(7%以上)については太枠で囲んでいる。まず、本表より、ECOWAS のサブリージョンである UEMOA の域内交易比率は約10%、ECOWAS のそれは9.2%に留まっていること

が読み取れる。これらは、2006年時点で、域内交易比率が59.2%の EU (Gruenwald, P. and M., Hori: 2008)、25.6%の ASEAN (Asean-Japan Centre: 2007)と比較すればお世辞にも高いとはいえない。このように西アフリカの域内交易比率が低いのは、第一に、各国の主要輸出品が類似していること、第二に、各国が必要とする工業製品の多くは域外でしか生産されないことが挙げられ、これらの問題が根本的に解決されないかぎり、共通通貨を創設しても、域内交易比率が高まることはないであろう。表1より明らかとなったもう一つの特徴は、実は、共通通貨が存在しないにも関わらず、UEMOA 諸国の非 UEMOA 諸国に対する交易比率は11.7%と、共通通貨を有する UEMOA 諸国向けの値10.2%よりも高いことである。この背景には、域内最大の経済大国ナイジェリアとニジェールの交易が、類似した文化・経済圏に位置することもあって比較的多いこと、ナイジェリアの製油所が老朽化しているため、域内で高い製油能力を持つコートジボワールやセネガルに、加工目的で原油が輸出されていることがある。他方、現在、共通通貨創設に努力している非 UEMOA 諸国間での域内交易比率は極めて小さいが、ここにも地域の総貿易額の約60%を占める大国ナイジェリアの存在が見え隠れする。実は、産油国ナイジェリアは、大半の交易を大陸外と行っている。ナイジェリアの総輸出額が突出して高いだけに、ナイジェリア自身が域内との交易を増やさないかぎり、WAMZ、ECOWAS 双方で域内交易比率が高まることはない。大陸最大の市場を持つナイジェリアは、近年、著しい成長を遂げる新興市場の一つとして期待されており、海外から製造業へ

の投資も増えている。これにより、これまで大陸外から輸入していた製品が国内生産に代替され、同じように域外から工業製品を調達していた近隣諸国へもこれらナイジェリア産工業製品が輸出されるようになれば、域内交易比率が高まる可能性はある。そして、これがナイジェリア市場の2倍を要する ECOWAS レベルの地域経済統合の実質化へと繋がれば、さらにそれが海外からの投資を喚起するという好循環が創出されることも期待できる。経済がグローバル化する中で、敢えて地域経済統合に挑戦することの経済的意義は、まさにこうした循環が創出されることにつきる。

それでは、域内経済統合を推進するために、どのような政策がとられているか、既存研究および筆者のフィールドリサーチを通じて、現段階で明らかになったことを以下にまとめたい。UEMOAでは、1996年7月1日に、加盟

国間での非関税障壁と域内産の製品に対する関税を撤廃するという自由貿易協定が締結され、非加工品、伝統的な製品については1996年から、工業製品については2000年1月1日から域内で自由貿易が開始された。具体的には、域外からの必需品、農業投入財には0%、基礎的な一次産品、資本財には5%、中間財には10%、最終消費財には20%という4カテゴリーの共通関税が導入されている。なお、域内産の財とは、一次産品については最終財の価値の少なくとも60%が、それ以外の財については40%が域内で付加された財のことを指す。ECOWASについても、1990年から、域内貿易自由化の取り組みが始まったが、UEMOAで共通関税制度が導入されて以降、2008年1月1日を目処にUEMOAの制度に統合する形でECOWAS自由貿易圏を形成するよう制度設計されることになった。しかし、ある程度工

表1 西アフリカ諸国の域内交易 2004-2008 ((域内輸出+域内輸入)/総貿易) 単位 %, 億ドル

国別別	BE	BF	CI	GB	ML	NI	SE	TO	UEMOA	CV	GA	GH	GU	LB	NG	SL	非 UEMOA	ECOWAS	域内内 総貿易額
BE	0.0%	0.1%	3.2%	0.0%	0.3%	0.6%	0.5%	1.9%	6.7%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	4.2%	10.8%	187
BF	0.3%	0.0%	18.8%	0.0%	0.8%	1.2%	1.3%	5.5%	27.9%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	2.8%	30.7%	89
CI	0.8%	2.1%	0.0%	0.0%	1.6%	0.4%	1.1%	0.8%	6.8%	0.2%	0.4%	1.4%	0.6%	0.7%	16.7%	0.4%	20.4%	27.3%	710
GB	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%	10.6%	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	5.8%	0.0%	6.3%	16.8%	22
ML	0.4%	0.8%	9.0%	0.0%	0.0%	0.1%	11.0%	1.5%	22.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.5%	23.0%	137	
NI	1.7%	1.4%	3.6%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%	1.0%	8.2%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	10.6%	0.1%	12.0%	20.1%	78
SE	0.4%	0.4%	2.6%	0.6%	4.8%	0.1%	0.0%	0.4%	9.4%	0.0%	1.4%	0.3%	0.6%	0.1%	4.2%	0.1%	6.9%	16.3%	265
TO	2.5%	3.1%	3.2%	0.0%	1.3%	0.5%	0.7%	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	4.6%	15.9%	146
UEMOA	0.6%	1.4%	3.1%	0.1%	1.7%	0.4%	1.7%	1.1%	10.2%	0.1%	0.4%	1.5%	0.4%	0.3%	8.6%	0.2%	11.7%	21.0%	1654
CV	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	37
GA	0.0%	0.0%	7.1%	0.1%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	18.4%	0.0%	0.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.6%	19.0%	40
GH	0.8%	0.4%	2.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	1.1%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	0.0%	11.5%	16.3%	529
GU	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.1%	0.0%	1.1%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.4%	4.7%	192
LB	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	1.4%	448
NG	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	3.2%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	4.5%	4359
SL	0.1%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.7%	0.0%	8.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.9%	0.1%	0.0%	1.5%	9.7%	43
非 UEMOA	0.1%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.1%	3.4%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	2.1%	5.5%	5647
ECOWAS	0.3%	0.3%	2.7%	0.1%	0.4%	0.2%	0.6%	0.3%	4.9%	0.0%	0.1%	1.1%	0.1%	0.1%	2.6%	0.1%	4.3%	9.2%	7302

注: BE:ベナン, BF:ブルキナファソ, CI:コートジボワール, GB:ギニアビサウ, ML:マリ, NI:ニジェール, SE:セネガル,

TO:トーゴ, CV:カーボヴェルデ, GA:ガンビア, GH:ガーナ, GU:ギニア, LB:リベリア, NG:ナイジェリア, SL:シエラレオネ  
出所: IMF, *Direction of Trade*, より筆者作成。

業化が進み、保護すべき産業が育成されつつあるナイジェリアにとって、最高関税率がわずかに20%というUEMOAの制度は受け入れがたく、交渉は長引いた。結局、予定より2年遅い2010年1月1日に、域内の経済発展を促すような財には関税率35%という第5カテゴリーを設定するという妥協の下でECOWAS共通関税制度が始まった。

もともと、地域経済統合機構で決められた内容が現場で実行されるには、さらに時間が必要とされるようである。筆者は、このECOWASレベルの共通関税が導入された直後の2010年1月初旬に、ガーナのアクラとトーゴのロメにある税関を訪問しインタビューを試みたが、末端の官僚達は真摯に対応してくれたものの、なんとなく他人事のようにもあり、制度改正にあたって具体的な変更点が現場に徹底され、新制度導入にあたって緊張感が漂うといった印象は受けなかった。域外関税率を決定するための具体的なカテゴリー分けは、UEMOAの共通関税を管理する部署とECOWAS事務局が共同で創設した共通関税を管理する委員会(Joint ECOWAS-UEMOA Committee for the Management of ECOWAS Common External Tariff(CET))で議論され、15カ国のうち9カ国の賛成で決定される。この委員会は、少なくとも1年に1回招集され、カテゴリーの変更、統計やCET管理に必要なエキスパートの育成、他国との自由貿易協定締結の際の調整などの役割も担うことになっているが、実は、この新しく創設された第5カテゴリーに入る311品目が具体的に決定されたのは、2010年4月になってからであり、その後も、カテゴリーの見直し作業は継続されている。<sup>(20)</sup>つまり、筆者が受けた印象もあながち的外れ

ではなかったようである。

ところで、域外共通関税が設定されても、いったん ECOWAS 領域に入れば自由にモノやヒトが域内を移動できるかということ、実はそうではない。つまり、依然として国境は残り、国境の手前と向こう側の双方で、通関手続きや入国・出国審査が実施されている。すべての ECOWAS 加盟国では、域外からの財に対して、ECOWAS 共通関税に ECOWAS 税 0.5%を加えた税率が課せられるが、これらに加えて、実は各国特有の税も国境で賦課されている。例えば、ガーナでは、上述の税に加えて、原産国が ECOWAS 域内であるか否かにかかわらず、輸出開発投資ファンド税(Export Development and Investment Fund Levy:EDIF Levy)0.5%、貨物検査のための費用として CIS 価格の1%、輸出入に関わるロジスティックサービスを提供しているガーナ荷主協会に貨物1キログラムあたり3.50ガーナセディが賦課され、さらにこれらに加えて、付加価値税12.5%と特別税(National Health Insurance Levy:NHIL)2.50%も国境で徴収されている。<sup>(21)</sup>つまり、域内の輸入関税率がゼロになっても、国境での税徴収は依然として継続されているのである。徴税が困難な発展途上国においては、国内に財が入るときに一元的にかけられる一連の税が数少ない歳入源になる。ECOWAS 域内での自由貿易が実現した後も、財政赤字に窮している各国政府にとって、輸入財が国境を通過する瞬間は、徴税のための貴重な機会であることには変わりないのである。

同じ理由で、内陸国への貨物についても、沿岸国の港で引き揚げられた後、内陸国の国境まで保税輸送され、そこで通関手続が行わ

れている。従って、沿岸国はまだ通関手続がなされていない財が保税輸送中に消失し、沿岸国で流出するような事態を避けるためにさまざまな工夫を行っている。例えば、長らく内陸の UMOA/UEMOA 諸国の玄関としての役割を果たしてきたトーゴのロメでは、UEMOA が設立された1994年に、「海に向けての連帯(Solidarité sur la Mer)」という名のエスコートサービスを開始している。<sup>(22)</sup> つまり、通関手続の終了していない貨物を積んだトラックを、警察が内陸国の国境まで護送するのである。このサービスのために、トーゴの首都ロメの北部にターミナルが建設され、ここから、週4日、火、木、土、日曜日に、護送されたトラック集団が揃って内陸国に向けて出発している。<sup>(23)</sup> これら一連のサービスに必要な費用は荷主が支払うが、荷主にとっても、道中、トラックが強盗に襲われて貨物が強奪されたり、途中の検問で、アフリカでは珍しくない光景ではあるが、なんらかの理由で警察や軍隊に賄賂を支払うことを余儀なくされるリスクが小さくなるというメリットがあると言われている。地域経済共同体が形成されていなければ、世界から運びこまれた内陸国向け貨物のために、沿岸国政府がこうしたサービスを提供すること自体、困難であろう。

ちなみに、非 UEMOA 国であるガーナは、ECOWAS 自由貿易圏形成に先立って、最新の技術を用いた内陸国向けサービスを既に導入している。まずは、2003年に、官民連携(PPP)の下で通関手続が IT 化され、煩雑な手続が簡素化された。続いて、2006年から、衛星(GPS)を使ってトラックを追跡するシステムが導入されている。これにより、ガーナのテマ港から内陸のブルキナファソまで、エスコ

ートサービス無しに保税輸送が可能になった。筆者は、幸運にも、ガーナの税関で、このコントロールルームを見学することができたが、ガーナの地図が映しだされたスクリーン上に、現在のトラックの位置情報が示され、途中のチェックポイントをトラックが通過すると自動的に時間が記録され、トラックがブルキナファソ国境のバガに至るまでの街道を外れたり、不自然に長時間同じ場所に停止していることが確認された場合には、トラックの近くにいる税関職員および警察に連絡し、検査が行われる点について確認した。また、二台あるうちのもう一つのスクリーンには、いくつかの主要なポイントに設置された Web カメラを通じて、トラックの様子が映しだされ、首都アクラにいながらにして、保税輸送中のトラックを監視可能な制度が構築されているという事実を確認した。上記のシステムは、ガーナ税関、商業銀行、警備会社、ガーナ船主協会が資金を拠出することで2000年に設立された GCNet(Ghana Communication Network Limited)という会社によって提供されている。これにより、輸入者は、サービス利用料として強制的に50ガーナセディ(2010年1月、約45USドル)を支払う必要が生じるが、貨物がテマ港に到着して以降の通関、保税輸送、保険、決済、車両ライセンス確認、関係政府機関に対する手続き等を一元的に行えるというメリットを享受でき、貨物の状況もインターネットで常に確認することが可能である。

そもそも、アフリカ大陸内で域内交易が進まない理由の一つに、かねてよりアフリカ大陸内の輸送コストの高さが指摘されている。世界銀行から出版された Rizet and Hine(1993)によると、カメルーン、コートジボワール、



マリの陸上輸送コストは、パキスタンのそれの6倍、労働コストがより高いフランスのそれよりも約40%高いという。ガーナのアクラに本部を置くアメリカ政府関係機関の一つ West Africa Trade Hub の調査においても、アメリカ北部の大西洋に面した港町ニューワークからシカゴまでの距離と、ガーナのテマ港からブルキナファソのワガドゥグまでの距離はほぼ同じであるにもかかわらず、沿岸都市から内陸部に向けて20フィートコンテナ一つを運ぶ輸送コストと必要日数は、前者が654ドル、5日程度にすぎないのに対して、後者のそれは4800ドル、13-22日かかるという (West Africa Trade Hub:2010a)。逆ルートの場合も、前者で765ドル、2.5日程度にしかすぎないにもかかわらず、後者で1755ドル、6-9日を要するという (West Africa Trade Hub:2010a)。なお、西アフリカで内陸向けと沿岸向けで大きく料金や日数が異なるのは、内陸国の輸入量が輸出量を大きく上回り、内陸国から沿岸向けのルートについてはトラックが余っているからである。このように、先進国よりも賃金が安いはずのアフリカの輸送コストが実は先進国以上に高くなることは珍しくない。インフラが整備されていないため経費がかかること、輸送業界の寡占化、規制に伴うコスト増大、劣悪な道路コンディション、輸出と輸入のアンバランス、煩雑な手続き、収賄の日常化に伴うコスト等が原因として指摘されている。<sup>(24)</sup>

著名な開発経済学者であるジェフリー・サックスは、地理的条件や輸送コストの高さが内陸国の経済発展を阻害していることを、開発経済学のフレームワークでいち早く指摘した (Sachs:2005)。<sup>(25)</sup> これを受けて、オックスフォード大学の、ポール・コリアーも、実証分

析を通じて、資源の乏しいアフリカの内陸国が成長の停滞を余儀なくされることを明らかにしている (Collier: 2007)。つまり、内陸国の経済成長/経済発展の成否は、自国の管轄外である沿岸国で提供されるインフラや輸送サービスの質とも不可分なのである。沿岸国ガーナの政府は、将来的に、ガーナ港を西アフリカのハブ港に成長させる目的で、他のアフリカ諸国に先駆けて、上記のようなサービスネットワークを構築したという。古今東西、物資の集まる所には人が集まり、経済が活性化し、新しいサービスが創出されてきた。そして経済のグローバル化に伴い、手続きの透明化、簡素化も求められている。ガーナ政府の思惑通り、1999年から2006年にかけて、ガーナのトランジット貨物は108,000トンから705,000トンに急増したが、結果的にこれが内陸国の経済成長/経済発展を促すならば好ましい。<sup>(26)</sup>

もっとも、このガーナとブルキナファソ間のトランジット貿易においても改善の余地はある。まず、上記にみた衛星を用いたトラックの監督は、ガーナからブルキナファソ国境のバガまでは行われているが、国境を越えたダコラから首都のワガドゥグまでは、依然としてエスコートサービスが継続されており、その出発は、1日に2便と決められている。また、国境では、ガーナサイドとブルキナファソサイドの双方で手続きを行う必要があるが、税関窓口の開いている時間が一致していないため、国境付近でトラックが滞留することになり、無駄な日数を要するという問題も発生している。<sup>(27)</sup> 国境の手前と向こうで利用する通貨が異なることから生じる煩雑さや通貨交換のためのコストも小さくない (West Africa

Trade Hub:2010a)。また、ブルキナファソから  
 テマ港に向かうルートにおいては、衛星シス  
 テムは用いられておらず、依然としてエスコ  
 ートサービスが継続されている。これは、ブル  
 キナファソからガーナを経由して世界市場  
 に輸出される財の種類は限られており、ガー  
 ナ市場に密輸されるリスクが小さいことが理  
 由と考えられる。しかし、エスコートサービ  
 スは、1日に2回、決まった時間にしか出発し  
 ないため、僅かな時間の差で一晩国境で過ご  
 すことを強いられるトラックも少なくないとい  
 う。また、こうしたエスコートサービスを実  
 施していても、道中にいくつもの検問が設  
 置されており、そこで長時間足止めされたり、  
 不当な言いがかりをつけられて賄賂を支払  
 って解決するという問題も依然として報告さ  
 れている。実際、検問は、給与の少ない現地職  
 員の副収入獲得手段となっている。

例えば、アメリカ政府の財政支援の下、  
 2006年10月から ECOWAS と UEMOA が実施  
 している国際道路におけるガバナンス調査  
 「Improved Road Transport Governance (IRTG)  
 Initiative」では、トラック運転手の協力を得  
 て、域内の主要国際幹線道路の検問の数、支  
 払った賄賂の金額、これらの為に無駄に費や  
 された時間を、100キロメートル当たり  
 に換算して定期的に数値を公表しているが、  
 幹線道路によっては、極めて好ましくない結  
 果が示されている。当初、このレポートは、  
 ワガドゥグーテマ、ワガドゥグーロメ、ワガ  
 ドゥグーバマコ(マリ)の3つに限られていた  
 が、5年たった2010年8月の第12回  
 目の調査レポートでは、6幹線道路(テマ  
 -ワガドゥグ、ワガドゥグ-バマコ、ロメ  
 -ワガドゥグ、バマコ-ダカール、アビ  
 ジャン-ワガドゥグ、アビ

ジャン-バマコ)に調査対象が拡大された。  
 第12回の結果の一部を紹介すると、ロメ-  
 ワガドゥグ回廊が、平均検問数1.86箇所/  
 100km、支払った賄賂の平均金額1,932CFA  
 フラン(約350円)/100km、検問により費  
 やされた無駄な時間9分/100kmと、も  
 っとも好ましい結果を示したのに対して、  
 もっとも好ましくない値を示したのが、  
 平均検問数が2.71箇所/100km、検  
 問により費やされた無駄な時間が24分  
 /100kmのアビジャン-バマコ間、支  
 払った賄賂の平均金額が5,412CFA  
 フラン(約1000円)/100kmのワガ  
 ドゥグ-バマコ間であった。<sup>(28)</sup>  
 上記6幹線道路の長さは、最も短いもの  
 でも920キロ(ワガドゥグ-バマコ)、  
 長いものでは1500キロ(バマコ-  
 ダカール)に達することから、総行程に  
 おける差は少なくともその約10倍以上に  
 なる。もっとも、こうした指数が各国の  
 ガバナンスや行政能力に対する判断材料  
 になりかねないこともあって、公表され  
 た調査結果は各国政府に大きなプレッ  
 ヶーを与える。つまり、地域経済共同  
 体を貫く幹線道路を地域経済統合機  
 構そのものが協力して調査することで、  
 各国のガバナンスの改善に繋がる仕組  
 むが導入されているのである。実際  
 に、この5年間で確実に値は改善して  
 いる。

もっとも、検問そのものは、域内経済  
 社会の安定の為に依然として必要であ  
 る。特に、西アフリカの内陸国は、ア  
 フリカの中でも所得や人間開発指標  
 (Human Development Indicator:HDI)  
 が極めて低く(Faye et al.:2004)、  
 主な産業である農業は、世界的な自由  
 化の波の中で推進された農作物価格安  
 定機構の解体や近年の温暖化による異  
 常気象によって、崩壊の兆しすらあり、  
 極限状態に追い込まれた人々が、テ  
 ロや犯罪組織と結びつく事例も後

を絶たない。例えば、2009年11月、マリ共和国の砂漠地帯で発見されたボーイング727の残骸は、南米の麻薬マフィアと北アフリカのテロ組織が結託し、南米ベネズエラから航空機を利用して、監視の目がほとんど行き届かない西アフリカの砂漠地帯へコカインや武器を運び込んでいることを明らかにした。<sup>(29)</sup> かつて、製造業が工場を次々と移転させることによって海外の安い労働力を搾取したのと同じように、現在では、犯罪組織が国境や大陸を越えて貧困層を利用し、搾取しているのである。ECOWAS の域内貿易自由化プロセスの進展に伴い、製品のラベルを張り替えて、ECOWAS 諸国を原産国と偽って密輸が実行されるという事例も後を絶たない。<sup>(30)</sup> しかし、他方で、ベナンの税関とナイジェリアの税関が協力することによって、両国間の国境での密輸の摘発件数が増え、結果的に関税収入が2010年になって急激に増えているという報告もある。<sup>(31)</sup> また、ECOWAS ではトラックの積載量を1車軸あたり11.5トンまでと定めているが、<sup>(32)</sup> 実態は平均5トン程オーバーしているとの報告もある (West Africa Trade Hub:2010a)。トラックの過重積載は道路の劣化を進めるのみでなく、深刻な事故を誘発する可能性もあり、厳密なチェックは公共の福祉にも反しないであろう。国境を越えてインフラが共有され、財や人の移動が活発化している以上、地域経済共同体としてそれを管理することの重要性と意義は高まっている。

西アフリカの域内交易をバックアップするための国際支援も、近年、顕著に観察されるようになってきた。例えば、EU は、2010年、6400万ユーロを投じて、ナイジェリアーベナン、トーゴーベナン、ベナンーニジェール、

トーゴーガーナ、ブルキナファソーガーナの各国境域に Joint Border Post を建設するという計画に着手している。これにより、これまで、国境の手前と向こう側の2箇所で必要であった通関手続きや各種の検査が簡素化されるのみならず、いささかアルカイックですらあった種々の手続きが、コンピューターの導入などによってより近代化されることが期待される。また、世界銀行も、貿易・輸送サポートプログラムの一貫で、2010年3月、アビジャンーラゴス間(約1000km)、つまりギニア湾岸の5カ国の主要都市を貫くクロスボーダー回廊を建設することを発表している。ギニア湾岸沿いのルートは現在でも既に物流や、人の移動の大動脈としての役割を担っているが、都市圏を外れると道路の状態は悪く、舗装されていない区間も珍しくはない。本回廊は、将来、セネガルまで延びる予定であり、西アフリカの物流コストを大きく下げ、域内交易が促されることが期待されている。

人の移動の活発化を促し、そして管理すると言う意味でも地域経済統合機構の役割の重要性は増している。ECOWAS では、域内の居住者であれば、90日以内に限りパスポートもしくは ECOWAS トラベル証明書の保持によって、母国以外の加盟国に滞在することが認められている。ECOWAS トラベル証明書とは、ECOWAS 域内においてはパスポートおよび身分証明書双方の役割を果たす書類のことを指し、地域経済統合機構の下で発行される書類である。さらに、2000年以降、ECOWAS 共通パスポートの導入についても検討が重ねられており、2010年現在、15カ国中9カ国(ナイジェリア、ガーナ、トーゴ、コートジボワール、ニジェール、セネガル、ベナン、リベ

リア、シエラレオネ)で既に導入されている。これは生体認証(指紋)チップを含む電子パスポートであり、これまでさまざまな問題を引き起こしていた偽パスポートや変造パスポート問題が解決されることも期待されている。電子パスポートは、2001年9月の同時多発テロを契機に米国が2002年に「国境警備強化・査証入国改正法」を制定したこともあって、世界的に導入されつつあるが、多額のコストを伴うがゆえに、コスト削減のためにはある程度の人口規模が必要とされ、西アフリカでは地域経済協力機構レベルでなければ導入が困難な試みでもある。つまり、本件もまた、グローバル化がリージョナリゼーションを強化している事例になるといえよう。

#### IV 西アフリカの地域経済統合をめぐる新たな世界の動き

前節では、グローバルな経済からベネフィットを引き出すためにも、そして負のグローバル化からアフリカ各国が脱却するためにも、地域レベルでの協力が重要になりつつあることを示した。本節では、西アフリカの地域経済統合がさらに重要となることを示す新たな動きを紹介したい。

まず、1975年に締結したロメ協定に代わる措置として、ヨーロッパ連合(Europe Union: EU)が、アフリカ、カリブ、太平洋(ACP)諸国と新たに経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)の締結を目指しているが、その交渉相手国として指定されているのは個別の国ではなく、地理的にある程度まとまった地域ブロックとされていることがある。西アフリカの場合は、2000年に ECOWAS を脱退

したモーリタニアを含む地域が交渉単位として指定された。そもそも、先にみたように植民地時代から継続するフランスと旧フランス領アフリカのパターンリスティックな関係の枠組みを、ヨーロッパ経済共同体(European Economic Community: EEC)レベルに拡大することを意図して締結されたヤウンデ協定を引き継ぐロメ協定は、ACP 諸国からの輸出品に対して欧州市場を開放するとともに、ACP 諸国の一次産品輸出収入が一定程度以上減少した際には欧州が所得保障を行うこと、欧州開発基金が財政・技術支援を行うことなどを柱としていた。しかし、これはある意味 EU の ACP 諸国に対する片務的かつ第3国に対しては差別的な協定であった。<sup>(33)</sup> これに対して、ラテンアメリカの非 ACP 諸国でバナナを栽培しているアメリカ企業の後押しを受けたアメリカ政府が、1995年、設立されたばかりの WTO に、ロメ協定が、「相互性」と「無差別の原則」を掲げる WTO の精神に反していると訴え、それが認められたことから、EU は、ACP 諸国向けに新たな政策を策定する必要に迫られた。そこで、EU は、2000年2月、ロメ協定を失効させ、新たに、ACP 諸国77カ国との間でコトヌ協定を締結することを選択した。コトヌ協定の下では、欧州と ACP 諸国との間で、政治対話、開発協力、自由貿易を推進することが謳われており、なかでも自由貿易については、第3国に対して差別的に働いていた ACP 諸国に対する旧ロメ協定下の特惠待遇を、移行措置として07年末までは維持し、<sup>(34)</sup> その間に、後発開発途上国(Least Developed Country: LDC)に対しては、原則、武器以外のすべての財に対して、関税や輸入割り当てを課さないという EBA (Everything

But Arms)を導入し、他方で、ACP 諸国77カ国を、既存の地域経済統合体をベースに、東南部アフリカ、西部アフリカ、中部アフリカ、南部アフリカ、東アフリカ、太平洋、カリブ海の7つの地域に分け、それぞれの地域単位で EPA を締結することが目標に掲げられた。EBA は、国連貿易開発会議(United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD)のイニシアティブの下、1970年代から先進国が LDC 諸国に対して導入してきた一般特惠関税制度(Generalized System of Preferences: GSP)の一種であり、WTO においても認められている政策である。これに対して、EPA は、第3国に対して差別的な貿易政策を認めるものの、協定締結国(地域)間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税や非関税措置を廃止することを求めるものである。つまり、ACP 諸国のうち LDC 諸国についてはロメ協定失効後も、EU 市場へ輸出するにあたって、これまで同様の優遇措置を受けられるのに対して、非 LDC 諸国は、自国の市場を EU に開放することを受け入れる EPA を締結しない限り、ロメ協定よりはるかに条件の悪い一般特惠関税(GSP)もしくは脆弱な開発途上国に対する GSP+が課されることとなったのである。

しかし、予定されていた2008年1月1日の時点で、事実上 EPA 発効の準備が整っていたのはカリブ地域(ただし、LDC のハイチは2008年10月締結)のみに留まった。とりわけ、非 LDC 諸国にとって、工業化が実現する以前の段階での EU との EPA 締結は経済開発の障害になると考えられた。同時に、多額の補助金によって産出される安いヨーロッパ産農作物もアフリカ諸国には脅威であった。さらに、

EPA 締結によって、関税以外の税徴収能力が低いアフリカ諸国の歳入が少なくなることも懸念された。また、アフリカに地域経済協力機構が設立されているとはいえ、その運営に多くの問題を抱える現状下において、各地域で団結して EU と EPA 交渉を継続することも容易ではなかった。そこで、EU は、期限間近になって、地域ブロック単位ではなく、個別の国と暫定 EPA 交渉を締結する政策に切り替えた。このとき、特に問題となったのが、EBA 対象とならない非 LDC 諸国である。西アフリカでは、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、カーボヴェルデの4カ国が非 LDC 諸国になるが、コートジボワールとガーナは2007年末に、暫定 EPA を締結したものの、ナイジェリアとの交渉は難航を極めた。<sup>(35)</sup>

結局、2007年末のロメ協定の失効に伴い、EU はナイジェリアからの輸入品に対してはより条件の悪い GSP を課しているが、暫定 EPA を締結したコートジボワールとガーナ産品に対しては関税や輸出割り当てを課していない。しかし、これとは引き換えに EPA 協定を締結したコートジボワールは2008年から、ガーナは2009年から、EU からの輸入品に対する関税率を引き下げることを受け入れた。先にみたように、2010年1月から、ECOWAS は不十分ながらも共通関税制度を導入しているが、他方で、EU と EPA を締結した国は、EU からの輸入品に対して、共通関税とは別の制度を導入することになった。また、LDC 産か否かで EU 市場での扱いが異なるため、例えば、LDC であるニジェール産の綿花を非 LDC のナイジェリアで加工して EU 市場に輸出した場合、最終加工地であるナイジェリア産と認定されれば、EBA の対象とならないと

いった問題が発生することになった。このような場合、企業は、ニジェールの綿花を沿岸の域内非 LDC であるナイジェリアであえて加工するというインセンティブを持つことはなく、域内分業を通じて地域全体で工業化を推進するというシナリオも実現困難となろう。EU は、最終的には地域ブロック単位の EPA 締結を目指しており、西アフリカにとっても手続きが簡素化できるという意味ではそちらの方が望ましいに違いない。しかし、こうした域外との交渉において、西アフリカにとって不利な条件をできるだけ回避し、より有利な条件を引き出すためにも、地域全体の団結と包括的な取り組みや議論を行う場を形成することが重要な意味を持つようになった。

## V 総括

グローバリゼーションの進展は、西アフリカ社会にどのような影響を与えるであろうか。ヒト、モノ、カネの移動に障害のない一国内で観察される現象—繁栄する地方と衰退する地方の同時出現—に置き換えれば、わかりやすいであろう。仮に、財・資本市場を先進国企業に開放することで、国内産業が衰退し、短期資本の急激な流入が経済を不安定化させ、雇用が失われ、優秀な人材が流出し、地域間格差が拡大し、価格変動の激しい一次産品だけに依存する経済が助長されるならば、グローバル経済への統合は西アフリカ経済を疲弊化させるであろう。仮に、海外からの資本流入によってインフラが整備され、新しい産業が興され、財やサービスが多様化し、高品質の財が有利な価格で迅速に国際市場に供給されるようになり、雇用が創出され、一人

当たりの所得が上昇し、医療や教育サービスを受けられる人々が増え、寿命が延び、民主的な国家が形成されるならば、グローバル化は西アフリカの経済発展に貢献するであろう。どちらのシナリオが現実になるか否かは、外部要因のみならず、西アフリカ自身の努力と賢明な政策の選択、政策実現能力そのものにもかかっている。

人口が1000万人前後の国が大半を占める西アフリカの小国が、個々にこれらの条件を満たすことは容易ではない。地理的要因も考慮するならば、周辺国との協力は不可避である。グローバリゼーションのプラスの側面を引き出し、弊害を抑えるためにも、一国の枠を越えたリージョナルな協力の必要性が高まっているのである。つまり、これは、かつてクルマが主張したようなグローバリゼーションを拒否するためのリージョナリゼーションではなく、グローバリゼーションからの利益を引き出し、負のグローバリゼーションを抑制するためのリージョナリゼーションなのである。

西アフリカ特有の課題は、本稿を通じて明らかになったように、通貨統合に成功し、収斂政策を通じて経済格差の是正と経済安定化政策に取り組み、地域レベルの官報発行や法の整備にも既に着手している旧フランス領アフリカ諸国を中心とする UEMOA と、それ以外の旧英領を中心とした諸国が、どのような形で協力して ECOWAS を形成するのかということに尽きる。西アフリカの国境は、宗主国によって人為的に引かれたものにすぎず、植民地化以前に彼らが形成していた社会政治経済文化圏の境界とは必ずしも重ならない。それにもかかわらず、わずか80年程の植民地

支配によって個々に導入された旧宗主国の制度、言語、慣習の相違が、人為的に構築された国民国家を規定し、将来の地域経済協力を妨げる大きな障害になろうとしている。

もっとも、1997年に、旧ポルトガル領のギニアビサウが UEMOA に加わったように、非 UEMOA 諸国のうち、UEMOA に囲まれているガーナおよびガンビア、旧フランス領であるギニア、そして、ポルトガル領ではあるが地理的にはセネガルに近く、かつ、通貨を既にユーロにペグさせているカーボヴェルデの4カ国が UEMOA に加わる際の障害はナイジェリアのそれよりもはるかに小さいはずである。仮にそれらが実現可能となれば、その間に位置するリベリアやシエラレオネが UEMOA に加わることのメリットはより大きくなるに違いない。しかし、人口でも、GDP でも、UEMOA 全体のそれをはるかに凌駕しているナイジェリアが、これら小国と同じように UEMOA の傘下に入ることは現段階では想像し難い。また、本稿の第Ⅱ節で、ナイジェリア主導の ECOWAS 創設に対する対抗心からフランス主導で CEAO が創設された点に言及したが、UEMOA 自身にとってもナイジェリアの加盟は、これまでなんとかバランスをとってきた UEMOA の調和を乱す可能性が高いという意味では脅威のほうであり、現段階では、それを望んでいるようには見えない。

2010年現在、ナイジェリアは、BRICs の名づけ親でもある米国の投資会社ゴールドマン・サックス社によって、BRICs の次に控える新興国群ネクスト・イレブンにリストアップされ、世界中から新たな投資先として注目を集めている。仮に、西アフリカの経済通貨

統合が、ナイジェリアが参加しないものに終わるのであれば、域内で分業して最終財を生産するという工業化プロセスを志向したり、国際社会に高い政治的プレゼンスを示すことは困難になろう。他方、ナイジェリアを加えた地域経済統合の実現は、西アフリカからみて、ナイジェリアのさらに向こうに控える中部アフリカ諸国との経済連携強化の可能性も高める。これは大陸レベルの経済通貨統合実現に近づくという意味では望ましいものに違いない。実は、アフリカには、UEMOA 以外に、フランス国庫に操作勘定を持つもう一つの CFA フラン圏、中部アフリカ経済共同体 (Communauté Economique et Monétaire de l'Afrique Centrale: CEMAC、加盟国、カメルーン、ガボン、中央アフリカ、赤道ギニア、チャド、コンゴ民主共和国) が存在する。CEMAC 諸国の大半は産油国であり、WAMZ 諸国と類似した経済構造、経済指標、景気サイクルを持つことを明らかにした研究結果も発表されている。<sup>(36)</sup> 仮に、西アフリカ諸国がナイジェリアと一つの経済圏を形成し、同様に、中部アフリカ諸国もナイジェリア経済圏に事実上統合されれば、ギニア湾を囲むような一大経済圏誕生することになる。

植民地の遺産として残っている国境を維持しながらも、それを乗り越えた地域経済圏を政策的に形成するというプロジェクトが西アフリカで動きだそうとしている。グローバル経済と共進化していく過程で、域内分業がすみ、より実体を伴ったダイナミックな経済統合体として機能するようになるか否か、さらに他のアフリカ地域を巻き込んだより大きな地域経済統合圏となるか否かは、良くも悪くもナイジェリア自身に依るところが大きい

と思われる。

注

- (1) ①サヘル・サハラ諸国国家共同体 (Community of Sahel-Saharan States:CEN-SAD、本部:トリポリ(リビア))、②東南部アフリカ市場共同体(Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA、本部:ルサカ(ザンビア))、③東アフリカ共同体(East African Community: EAC、本部:アルーシャ(タンザニア))、④中部アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of Central African States: ECCAS、本部:リーブルビル(ガボン))、⑤西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States:ECOWAS、本部:アブジャ(ナイジェリア))、⑥政府間開発機構(Intergovernmental Authority for Development: IGAD、本部:ジブチ)、⑦南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community: SADC、本部:ウイントフック(ナミビア))、⑧アラブ・マグレブ連合(Arab Maghreb Union:AMU、本部:ラバト(モロッコ))の8機関。
- (2) Muto, M. and T. Yamano(2009)ではウガンダの事例が、Consultative group on agricultural research (CGIAR)のニュースレター([http://www.cgiar.org/news/april2009/story\\_11.html](http://www.cgiar.org/news/april2009/story_11.html))でも、近年のアフリカ農村向けの携帯情報サービスが紹介されている。
- (3) 例えば、東部アフリカで展開している Infonet-Biovision (<http://www.infonet-biovision.org/>) など。
- (4) Sullivan, N.P(2007)では、携帯電話を使った送金システムの事例がいくつか紹介されている。
- (5) 日本語で書かれたパン・アフリカニズム運動に関する研究の代表的なものとしては、小田英郎(1971)(1973)(1974)が挙げられる。
- (6) 小田英郎(1974)、2頁。
- (7) 前掲注、3頁。
- (8) シクルマ、野間幹二郎訳『アフリカは統一する』理論社、1964年、第17章。
- (9) 今林直樹(1996)、38頁参照。

- (10) 今林直樹(1996)は、こうした路線の転換の背景として「フランス本国のRDA 弾圧、冷戦体制が確立していく中でフランス共産党の勢いの低下」を挙げている。38頁参照。
- (11) 今林直樹(1996)、45頁。
- (12) セネガルのサンゴール、ゲイ(Lamine Gueye)、チャドのリゼット(Gabriel Lisette)、マダガスカルツィラナナ(Philibert Tsiranana)。今林直樹(1998)、103頁。
- (13) 今林直樹(1998)。
- (14) 前掲注。
- (15) BCEAOの本部は、1978年に、パリからダカールへ移された。
- (16) UMOA に加盟していないモーリタニアがCEAOには加盟しており、一方、UMOAの加盟国であるベナンとトーゴが、CEAOではオブザーバーとしてしか参加しておらず、二つの組織の加盟国は完全には一致していない。
- (17) Bach, D. C.(1983)参照。
- (18) 2010年10月8日にガーナ中央銀行が発表したレートに基づいて筆者計算。
- (19) 現段階で、UEMOA ホームページで発表されている2010年6月の数値による。
- (20) “ECOWAS Trade Commissioner Expresses Confidence Over Functional Common External Tariff in 2010”, Press Releases, No.122/2010, 4 August 2010.
- (21) JETROの各国関税に関するホームページより。
- (22) Lomé Port Authority のパンフレット“Port Autonome de Lomé”より。
- (23) 前掲注。
- (24) West Africa Trade Hub(2010a)、Rizet and Hine(1993)、Rizet and Gwet(1998)、Teravaninthorn and Raballand(2008)、Faye et al. (2004)を参照。
- (25) 本書(日本語訳ジェフリー・サククス『貧困の終焉』早川書房、2006年)の地理的条件と経済発展の関係について触れられている箇所がしばしば引用されるが、この元になっていると思われる共同研究Faye et al.(2004)には、内陸国とHDIの関係が細かく分析されている。
- (26) EMS Global Tracking Limited のホームページ。<http://www.emsglobaltracking.com/uploadedFiles/>



pdf/GCNet.pdf より。

- (27) 例えば、ガーナサイド(Paga)では、朝6時から夜の6時まで、土日も含めて12時間窓口が開いているが、ブルキナサイド(Dakola)は、月一金は、7時から12時半、15時から17時半まで、土日祝日は、朝8時から15時となっており、結果的に、ガーナの税関の開いている時間は4380時間であるのに対して、ブルキナファソでは2804時間しか開いていないという。West Africa Trade Hub(2010a).
- (28) West Africa Trade Hub(2010b). *12th IRTG/UEMOA Report*, 10 August 2010.
- (29) Doward, Jamie(2009). 'Drug Seizures in West Africa prompt fears of terrorist links', *The Observer Online*, Sunday, 29 November 2009.
- (30) 'Nigeria: Smuggling-Customs Chief Reads Riot Act', *Daily Champion*, 5 March 2010.
- (31) Utulu, Andrew, "Nigeria: How Customs Exposed Smugglers in Seme Border", *Daily Independent*, Lagos, 23 February 2010.

- (32) Convention A/P.2/5/82 regulating Inter-State Road Transportation between ECOWAS Member States.
- (33) ロメ協定に対しては、北による南の支配と管理という植民地経済の継続という批判的な見方もある。こうした従属論的な見方に対して、アフリカの近代化を促すという近代化論、そして相互依存論から評価する見方もある。渡辺松男(2004)参照。
- (34) GATT25条に基づく「義務の免除(Waiver)」措置によって、ロメ協定の内容を2007年末まで継続することが、2001年11月、WTO 閣僚理事会で認められている。
- (35) なお、2008年に LDC 認定を外れたカーボヴェルデについては、現在、3年の猶予期間が認められている。
- (36) クラスタ分析という手法を用いた以下の研究による。Bénassy-Quéré, A. and M. Coupet (2005), Quereshi, M.S. and C. Tsangarides (2008).

付録 I : ECOWAS 諸国のマクロ経済指標 2008  
(上段 UEMOA 加盟国、下段 UEMOA 非加盟国)

	ベナン	ブルキナファソ	コートジボワール	ギニアビサウ	マリ	ニジェール	セネガル	トーゴ
宗主国	フランス	フランス	フランス	ポルトガル	フランス	フランス	フランス	フランス/ドイツ
人口(千人)	8 935	15 757	21 075	1 611	13 010	15 290	12 534	6 619
% 対 ECOWAS	3.0%	5.3%	7.1%	0.5%	4.4%	5.2%	4.2%	2.2%
GDP(億ドル)	66.8	79.5	234.1	4.3	87.4	53.5	132.7	29.0
% 対 ECOWAS	2.2%	2.6%	7.8%	0.1%	2.9%	1.8%	4.4%	1.0%
1人あたり GNI	700	480	980	250	580	330	980	410
年平均成長率(2001-2009)	4.1	5.4	0.9	1.1	5.7	5.0	3.8	1.8
	カーボヴェルデ	ガンビア	ガーナ	キニア	リベリア	ナイジェリア	シエラレオネ	合計
宗主国	ポルトガル	英国	英国	フランス	独立国	英国	英国	
人口(千人)	506	1 705	23 837	10 069	3 955	154 729	5 696	295,328
% 対 ECOWAS	0.2%	0.6%	8.1%	3.4%	1.3%	52.4%	1.9%	100.0%
GDP(億ドル)	15.9	8.1	166.5	38.0	8.4	2071.2	19.5	3015.1
% 対 ECOWAS	0.5%	0.3%	5.5%	1.3%	0.3%	68.7%	0.6%	100.0%
1人あたり GNI	2800	400	630	350	170	1170	320	—
年平均成長率(2001-2009)	6.1	5.0	5.5	2.8	1.3	8.2	10.1	—

出所: 年平均成長率 African Development Bank, *African Economic Outlook* <http://www.africaneconomicoutlook.org/en/data-statistics/>  
上記以外 World Bank, *World Development Indicators 2010* CD-ROM.

参考文献

- Bach, D. C. (1983). "The Politics of West African Economic Co-operation: C.E.A.O.", *The Journal of Modern African Studies*, 21(4).
- Bénassy-Quéré, A. and M. Coupet(2005). "On the Adequacy of Monetary Arrangements in Sub-Saharan Africa", *The World Economy*, 28(3), 349-373.
- Collier, P.(2007).*The Bottom Billions: Why the Poorest Countries are failing and What can be done about it*. Oxford University Press. (コリアー, P.(2008). 『最底辺の10億人』日経 BP 社.
- Faye et al.(2004). "The Challenges Facing Landlocked Developing Countries", *Journal of Human Development*, 5(1).
- Gruenwald, P. and M. Hori. (2008). Intra-Regional Trade Key to Asia's Export Boom, <http://www.imf.org/external/pubs/ft/survey/so/2008/CAR02608A.htm>
- 今林直樹(1996). 「フランス共同体の成立」『神戸大学六甲台論集、法学政治学編』、42(2).
- (1998). 「アフリカの独立をめぐる国際関係—ドゴール政権のアフリカ政策を中心に—」『国際関係学部紀要』中部大学、20.
- Krugman, P. and A.J. Venables, (1994). "Globalization and the Inequality of Nations", *CEPR Discussion Paper*, No.1015.
- 正木響(2008). 「西アフリカの経済統合の成り立ちと現状」『金沢大学経済学論集』29(2).
- (2009). 「西アフリカ諸国の通貨統合—実質実効為替レート(1999—2006)のクラスター分析を通じて」金沢大学人間社会研究域経済学経営学系ディスカッションペーパーシリーズ(第68回日本国際経済学会発表論文)、No.14.
- Muto, M. and T. Yamano (2009) "The impact of mobile phone coverage expansion on market participation: panel data evidence from Uganda," *World Development*, 37(12).
- Myrdal, K.G. (1957). *Economic Theory and Underdeveloped Regions*, G. Duckworth (小原敏士訳『経済理論と低開発地域』東洋経済新報社、1959年).
- ンクルマ(1964). 野間幹二郎訳『アフリカは統一する』理論社.
- 小田英郎(1971). 「前期パン・アフリカニズムの盛衰とアフリカナショナリズム」『法学研究』慶応義塾大学法学研究会、44(3).
- (1973). 「移行期のパン・アフリカニズム運動について」『法学研究』慶応義塾大学法学研究会、46(4).
- (1974). 「第2次大戦後におけるパン・アフリカニズム運動の展開について」『アジア経済』アジア経済研究所、15(2).
- Quereshi, M.S. and C. Tsangarides(2008). "Monetary Union Membership in West Africa: A Cluster Analysis". *World Development*, 36(7), 1261-1279.
- Rizet and Gwet(1998). "Transport de Marchandises: Une Comparaison Internationale des Prix du Camionnage—Afrique, Asie du Sud Est, Amérique Centrale." *Recherche-Transports-Sécurité*, 60.
- Rizet and Hine(1993). "A Comparison of the Costs and Productivity of Road Freight Transport in Africa and Pakistan." *Transport Reviews*, 13(2).
- Sachs, J.(2005). *The End of Poverty: How we can make it happen in our lifetime*, Penguin (サックス、J.(2006) 『貧困の終焉』早川書房).
- Sullivan, N. P(2007). *You Can Have it now, How Microloans and Cell phones are Connecting the World's Poor to the Global Economy*, Jossey-Bass (サリバン、ニコラス、P.(2007). 『グラミンフォンという奇跡』英知出版).
- Teravaninthorn, S. and G. Raballand(2008). *Transport Prices and Costs in Africa: A Review of the International Corridors*, The World Bank.
- 渡辺松男(2004). 「アフリカ・欧州関係の転換：コトヌウ協定と特権ピラミッドの解消」『地域主義の動向と今後の日本外交の対応』日本国際問題研究所平成15年度報告書。
- West Africa Trade Hub(2010a). "Transport and Logistics Costs on the Tema-Ouagadougou Corridor", *West Africa Trade Hub Technical Report #25*, West Africa Trade Hub.
- (2010b). *12th IRTG Report*, West Africa Trade Hub, August, 2010.
- (まさき とよむ 金沢大学経済学経営学系教授)  
(応募時、同准教授)

# アジア・アフリカ研究

2011年 第51巻 第3号 (通巻401号)

アジア・アフリカ研究所創立50周年記念特集：今、AALAをどうとらえるか(2)

## 論文

ブラジル左派政権下の地方自治体

—大豆・石油依存の成長から内発的發展へ—

.....山崎 圭一(1)

修復可能なものの修復とポストソヴリン憲法制定

.....アンドリュウ・アラート(23)

木田 剛 訳

創立50周年記念学術懸賞論文入選作(二席、一席なし)

グローバルゼーションと西アフリカのリージョナリゼーション

—植民地時代の遺産を乗り越えて—

.....正木 響(44)

アジア・アフリカ研究所 — 目的と歩み — ..... (69)

創立50周年を迎えて(挨拶) ..... (70)

創立50周年記に寄せて/「脱欧入亜」の先駆(祝辞) ..... (71)

資料からたどるアジア・アフリカ研究所の50年(1)~(12) ..... (73)

役員一覧 ..... (95)

入会申込書 ..... (96)

Abstracts ..... (97)

特定非営利活動法人(NPO法人) アジア・アフリカ研究所